

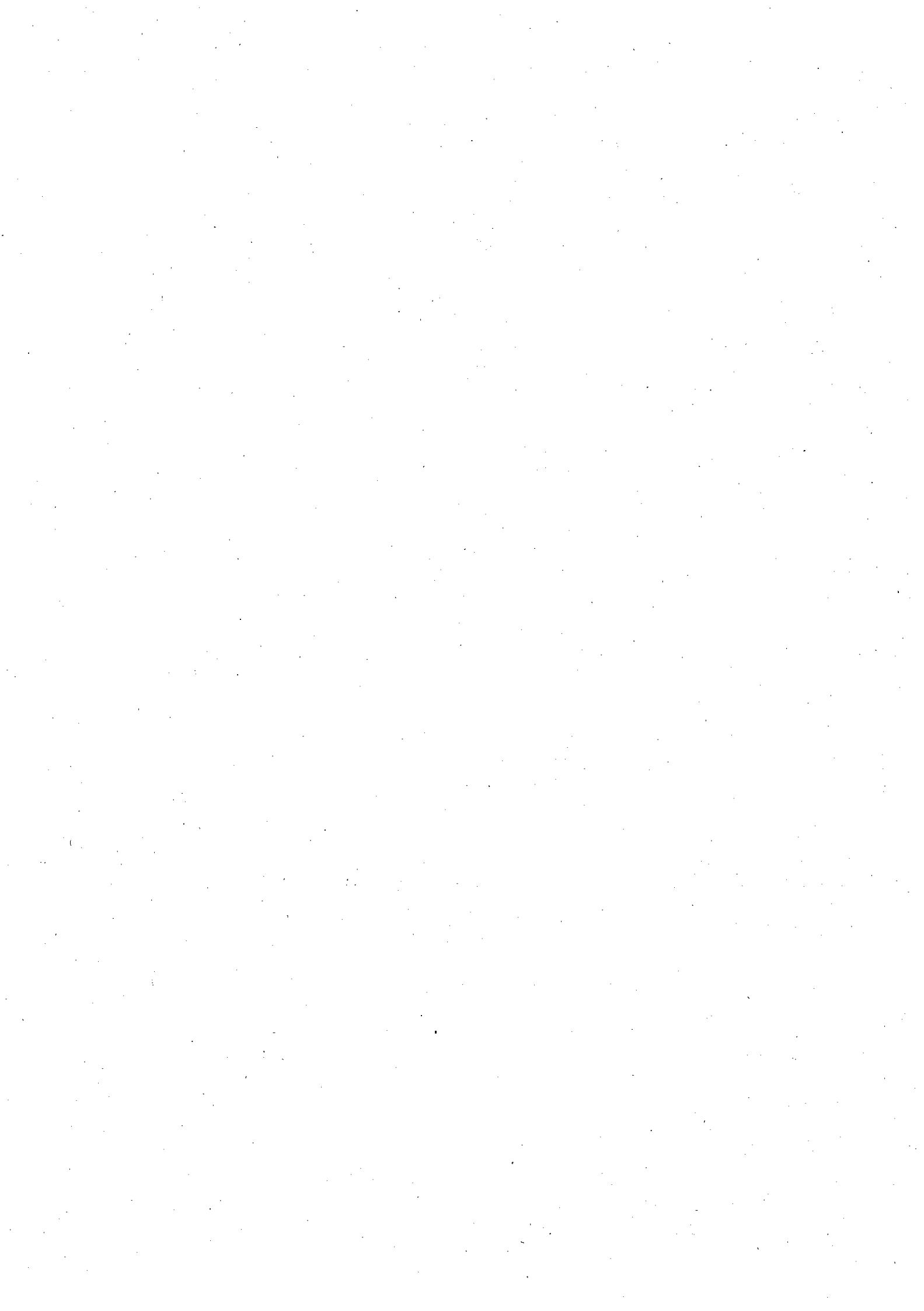
議案第30号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月11日提出

日野町長 塚 田 淳 一



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の日野町税条例等の一部を
改正する条例を専決処分する。

令和2年3月31日

日野町長 塔 田 淳 一

税条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が、令和2年3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることによる法律改正に伴い、税条例等の一部改正を行うもの。

2 改正内容

（1）町民税の見直し

- ① 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等。新たに「ひとり親控除」額 30万円を適用、それ以外の寡婦について引き続き 26万円を適用。人的非課税措置の対象に追加。（第24条、第34条の2、第36条の3、第3条平成31年改正条例）（適用期日 令和3年1月1日）
- ② 国外居住親族に係る扶養控除の適用要件の見直し。対象年齢を16歳以上29歳以下、70歳以上とし、30歳以上69歳以下でも38万円以上の送金確認等要件が適合すれば対象とする。（第34条の2）（適用期日 令和6年1月1日）
- ③ 法人税法において通算法人ごとに申請等を行うこと（連結納税の廃止）、課税標準を法人税額とすること（個別帰属法人税額の廃止）に伴う規定の整備。（第31条、第48条、第50条、第52条）（適用期日 令和4年4月1日）
- ④ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長。（附則第8条）（適用期日 令和2年4月1日）
- ⑤ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設。（附則第17条）（適用期日 土地基本法等の一部を改正する法律附（令和2年法律第12号）則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年1月1日）
- ⑥ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長。（附則第17条の2）（適用期日 令和2年4月1日）

（2）固定資産税の見直し

- ① 所在不明土地等に係る使用者を所有者とみなす制度の拡大。町は調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる」とする。（第54条の3）（適用期日 令和2年4月1日）
- ② 現に所有している者の申告の制度化。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し町条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができる。（第74条の3）（適用期日 令和2年4月1日）
- ③ わが町特例（地域決定型地方税制特例措置）の対象の追加・変更に伴い、固定資

産税課税標準額から対象に応じた割合の軽減を行う。浸水被害軽減地区内にある土地について、指定された日から3年間2/3とする。(附則第10条の2) (適用期日 令和2年4月1日)

(3) その他の主な改正 (適用期日は原則 令和2年4月1日)

- ① 第19条「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」 法律改正による規定の整備。 (適用期日 令和4年4月1日)
- ② 第94条「たばこ税の課税標準」 軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について2段階で見直し。(適用期日 令和2年10月1日、令和3年10月1日)
- ③ 第96条「たばこ税の課税免除」 課税免除に適用に当たって必要な手続きの簡素化。
- ④ 附則第3条の2「延滞金の割合等の特例」 法人町民税の納期減の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は各年の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とすることとした改正。(適用期日 令和3年1月1日、令和3年10月1日)
- ⑤ 附則第6条「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」 他 改元対応。

3 附則規定

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別途各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(経過措置)

別段の定めがあるものを除き、令和2年度以後の年度分の町税について適用し、令和元年度分までの町税については、なお従前の例による。

日野町税条例等の一部を改正する条例

(日野町税条例の一部改正)
第1条 日野町税条例(昭和45年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人の町民税の非課税の範囲) <p>第24条 次の各号のいづれかに該当する者に対する町民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。) 	(個人の町民税の非課税の範囲) <p>第24条 次の各号のいづれかに該当する者に対する町民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)
2 略	2 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいづれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2千5百万円以下である所得の納稅義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいづれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第5条の3第3項の規定によりみなされるものを含む。)第36条の2第1項において同じ。)、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得にについて算定した総所得金額又は山林所得金額から控除す

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中ににおいて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得を有しない者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するもの)を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除額(施行規則第2条の2第5項)に規定する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧地方税法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫である町税条例第23条第1項第1号に掲げる者に係わるもの)を除く。)、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて維損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの)を除く。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするもの)を除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中ににおいて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得を有しない者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するもの)を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除額(施行規則第2条の2第5項)に規定する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧地方税法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫である町税条例第23条第1項第1号に掲げる者に係わるもの)を除く。)、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて維損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの)を除く。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするもの)を除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

行規則第2条の2第1項の表の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~10 略

(個人の町民税に係る給与所得の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を当該給与支払者を経由して町長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 削除

2~5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同一項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)から毎年最初に公的年金等

2~10 略

(個人の町民税に係る給与所得の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を当該給与支払者を経由して町長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

2~5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同一項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等受給者」と

の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して町長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 削除

(3) 略
2~5 略

(法人の町民税の申告納付)

第48条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第六十六条の7第5項及び第11項又は第六十八条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~17 略

(法人の町民税の申告納付)

第48条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第六十六条の7第4項及び第10項又は第六十八条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~17 略

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前

いう。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるとこどりに、次の事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して町長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合は、その旨

(4) 略

2~5 略

(法人の町民税の申告納付)

第48条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第六十六条の7第4項及び第10項又は第六十八条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前

日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなりたときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、町は、当該登録をしようときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、町は、当該登録をしようときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定がある場合又は土地区画整理法による防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項における防災街区の整備の促進に関する法律第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者が仮に使用するもの(以下この項

に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記された法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなりたときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定がある場合又は土地区画整理法による防災街区の整備の促進に関する法律第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者が仮に使用するもの(以下この項

において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなる。日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告があるまでの間は、仮換地等にあっては当該仮換地帳に所有者として登記又は登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記されることは、土地に登記されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により
使用的する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」
という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同
法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下こ
の項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場
合と同様の状態で使用しているもの(埋立て又は干拓に関する工
事に關して使用されているものを除く。)については、これらは埋
立地等をもつて土地どみなし、都道府県、市町村、特別区及び合併特例区(以下この
項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の
規定により使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する
者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者どみなし、都道府県
等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓
により造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立
地等を都道府県等又は国以外の者に使用させていいる場合に限り、当
該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により
國又は都道府県等が行う同項第1号の事業により造成された埋立地
等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもつて當

の項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることの公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者どみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とする。

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用しているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなしこれらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらとの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみななし、都道府県等が同条第1項の規定によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により國又は都道府県等が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を除く。)が同項第1号の事業により造成された埋立地等を

		く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。
8 略		
	(固定資産税の課税標準)	
第61条 略		
2～8 略		
9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下の条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかるわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。	9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下の条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかるわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。	9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下の条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかるわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかるわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。	10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかるわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。	10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかるわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。
	(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)	
第61条の2 法第349条の3第27項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	第61条の2 法第349条の3第28項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	第61条の2 法第349条の3第28項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
3 法第349条の3第29項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	3 法第349条の3第30項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	3 法第349条の3第30項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
	(現所有者の申告)	
	第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下の条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した	

申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係。

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名。

(3) その他町長が固定資産の賦課徵収に關し必要と認める事項。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくして申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

_____ 略

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなくして申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

_____ 略

3 略

4	第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する場合を除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの品目ごとに区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	5~10 略	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの品目ごとに区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5	(たばこ税の課税免除)	第96条 略	(たばこ税の課税免除)
6	前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの壳渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係る税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。	2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの壳渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係る税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。	2 前項の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。
7	(たばこ税の申告納付の手続)	3 略	(たばこ税の申告納付の手続)
8	前項の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準	第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準	

「数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他の必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~5 略
略

(特別土地保有税の納稅義務者等)

第131条 略
2~5 略

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第

「数量」といふ。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にはあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他の必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~5 略
略

(特別土地保有税の納稅義務者等)

第131条 略
2~5 略

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第

140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6ペーセント割合及び年7.3ペーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、毎年の延滞金特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。
次項において同じ。)に年1ペーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。が年7.3ペーセントの割合に満たない場合には、その年中における延滞金特別基準割合に年7.3ペーセントの割合を加算した割合とし、年7.3ペーセントの割合を加算した割合が年7.3ペーセントの割合を超える場合には、年7.3ペーセントの割合とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3ペーセントの割合は、これらの方にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5ペーセントの割合を加算した割合が年7.3ペーセントの割合に満たない場合には、その年においては、その年ににおける当該算した割合とする。

140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセント割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)
が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中ににおいては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3ペセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期期限の延長に関する特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特別期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第321条の8第1項における場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当

(納定期限の延長に係る征収金の特例)

44条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8第1項に規定する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当

該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる
る町民税に係る申告基準日が特別期間内に到来する場合には、
当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年
5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提
出期限までの期間内)は、特別期間内にその申告基準日の到来する
町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パ
ーセントの割合は、これららの規定及び前条の規定にかかるわらず、当該
年7.3パーセントの割合と当該申告基準日ににおける当該商業手形の
基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年
0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合
を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年
12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの
割合)とする。

2 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に
限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条
の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同
条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」
とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替
えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」と
して、同条の規定を適用することができます。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町
民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別
措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年
が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各
年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けない

該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる
る町民税に係る申告基準日が特別期間内に到来する場合には、当該年
5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提
出期限までの期間内)は、特別期間内にその申告基準日の到来する
町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パ
ーセントの割合は、これららの規定及び前条の規定にかかるわらず、当該
年7.3パーセントの割合と当該申告基準日ににおける当該商業手形の
基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年
0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合
を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年
12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの
割合)とする。

2 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に
限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条
の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同
条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」
とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替
えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」と
して、同条の規定を適用することができます。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の町
民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別
措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年
が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各
年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けな

ヒキは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)
第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る事業所得に規定する事項の記載があるときの明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略

いとときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)
第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る事業所得に規定する事項の記載があるときの明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略
2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

の2とする。

16 略

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の
固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の
意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
(1)～(7) 略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用
価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長
が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の
価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが
固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認めると認める当
該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にか
かわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当
該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をい
う。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は平成31
年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前
項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度
分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正さ
れた価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をい
う。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分
の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固

17 略

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の
固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の
意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
(1)～(7) 略

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用
価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長
が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の
価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが
固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認めると認める当
該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にか
かわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当
該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をい
う。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31
年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前
項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度
分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正さ
れた価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をい
う。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分
の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固

定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けるとときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けるとときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2. 前項の規定の適用を受けた商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けるとときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額(当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額を超過する場合には、同項の規定にかかるわらず、当該固定資産税額とする。

3. 第1項の規定の適用を受けた宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けるとときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額(当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の固定資産税額を超過する場合には、同項の規定にかかるわらず、当該固定資産税額とする。

固定資産税の額は、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けるとときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けるとときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2. 前項の規定の適用を受けた商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けるとときは、当該額にこれららの規定に定めた率を乗じて得た額(当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の固定資産税額を超過する場合には、同項の規定にかかるわらず、当該固定資産税額とする。

3. 第1項の規定の適用を受けた宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けるとときは、当該額にこれららの規定に定めた率を乗じて得た額(当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の固定資産税額を超過する場合には、同項の規定にかかるわらず、当該固定資産税額とする。

	<p>固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかるわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれからの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれからの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける</p>
--	--	---	--

農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたとき限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたとき限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号には掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号には掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号には掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号には掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号には掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものにに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号には掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものにに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかるらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)の規定により租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用が認められる場合に該当する場合には、これらの規定により適用される場合により租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかるらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合に該当する場合には、これらとの規定により租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所

得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項において、当該譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項における譲渡を除く。次項において同じ。)に該当するときにおける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する町民税の所得割に對する場合を含む。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではないとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優

得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項において、当該譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。以下この条において同じ。)に該当するときにおける譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地等の譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する町民税の所得割に對する場合を含む。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではないとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優

良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第21条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとするとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとするとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3及び4 略

(個人の町民税の税率の特例等)

第22条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかるわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第21条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとするとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとするとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3及び4 略

(個人の町民税の税率の特例等)

第22条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかるわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 略

(日野町税条例の一部改正)
第2条 日野町税条例の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金額にその納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これららの規定を法第602条第2項及び第603条の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 紳税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金額にその納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これららの規定を法第602条第2項及び第603条の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該

<p>該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらとの規定に定める年当たりの割合は、期間にについても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(町民税の納稅義務者等)</p>	<p>提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらとの規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(町民税の納稅義務者等)</p>								
<p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課稅信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p>	<p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課稅信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p>								
<p>(均等割の税率)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	<p>(均等割の税率)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">法人の区分</th> <th style="text-align: right;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条</td> <td style="text-align: right;">年額 50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条	年額 50,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">法人の区分</th> <th style="text-align: right;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条</td> <td style="text-align: right;">年額 50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条	年額 50,000円
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条	年額 50,000円								
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条	年額 50,000円								

イ ウ	第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) 人格のない社団等	一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)
エ	一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)

イ ウ	第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができるないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) 人格のない社団等	一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)
エ	保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)	保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)

- 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中ににおいて事務所、事業所又は寮等を有していった月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この

- 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号の均等割額の期間中ににおいて事

場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納定期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納定期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から

控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付すればならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたときは(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書

控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたときは(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書

出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 略

8 略

8

9

9

が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及

<p>び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定が適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>	<p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うことととどめられている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかるわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項における「機構」という。)を経由して行う方法により町長により提供することにより、行わなければならない。」)略</p> <p>11 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p> <p>12 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p> <p>13 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められると認めたときには、当該町長が指定期間内に行う同項の申告の規定を適用しないときは、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の承認を受けた第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の承認を受けた</p>
<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うことととどめられている法人の町民税の申告については、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係共同機構(第11項における「機構」という。)を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項における「機構」という。)を経由して行う方法により町長により提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>10 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p> <p>11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p> <p>12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められると認めたときには、当該町長が指定期間内に行う同項の申告の規定を適用しないときは、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の承認を受けた第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の承認を受けた</p>

署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合についても、同様とする。

13 略

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合についても、同様とする。

14 略

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において適用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された

第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間については、年14.6パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書がその提出期限の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正申告書を提出されたこと(同項第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連続親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日(延滞金の計算を基礎となる期間から控除されたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算を基礎とする。

	納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3	前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連続親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたことは、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日(延滞金の計算を基礎となる期間から控除する。
4	第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたとき(当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税

額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)について、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他の不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額より納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 略
2及び3 略

当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他の不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額より納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 略
2及び3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期間までの期間の日数に応じ、年7.3ペーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間(詐偽その他の不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつ

<p>た日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について適用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の課税標準の算定期間の末日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定期定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定期定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</u></p>	<p>3~9 略</p>	<p>附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 略</p>
--	--	--------------	---

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合ない場合には、その年においては、その年における当該加算した割合とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これららの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年においては、その年ににおける当該加算した割合とする。

(日野町税条例の一部改正)

第3条 日野町税条例等の一部を改正する条例(平成31年日野町条例第14号)の一部を次のように改正する。
第3条中日野町税条例第24条及び附則第16条第5項の改正規定、附則第1条から附則第8条を次のように改める。

	改正後	改正前
削除	(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税(第2号に該当する者には、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)	
2 略	附 則	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 略
第16条 略	附 則	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 略
2～4 略	附 則	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 略
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が令和4年3月31日までの間に	2～4 略 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が平成33年4月1日から令和4年3月31日までの間	2～4 略 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が平成33年4月1日から令和4年3月31日までの間

初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中日野町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 令和元年6月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 令和元年10月1日
- (3) 第2条中日野町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日削除
- (4) 第3条及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

(町民税に関する経過措置)
第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の日野町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成

に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中日野町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中日野町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中日野町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(町民税に関する経過措置)
第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の日野町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）

送付又は日野町税条例等の一部を改正する条例（平成31年総税市第13号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の日野町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 略
第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日野町税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき日野町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する

32年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）

送付又は日野町税条例等の一部を改正する条例（平成31年総税市第13号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の日野町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 略
第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日野町税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき日野町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出す

2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税等の一部を改正する法律(平成31年法律第7号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号)以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 前除

る32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税等の一部を改正する法律(平成31年法律第7号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号)以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の日野町税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日野町税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の日野町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適

用する法律(平成31年法律第7号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号)以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成32年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日野町税条例(以下「31年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の日野町税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適

用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(日野町税条例の一部改正条例の一部改正)
第4条 日野町税条例等の一部を改正する条例(平成27年日野町条例第22号)の一部を次のように改める。

附則第5条を次のように改める。

	改正後	改正前
附 則 (町たばこ税に関する経過措置)	附 則 (町たばこ税に関する経過措置)	附 則 (町たばこ税に関する経過措置)
第5条 略	第5条 略	第5条 略
2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1000本につき 4,000円	(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1000本につき 4,000円	(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1000本につき 4,000円
3～12 略	3～12 略	3～12 略
13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこ3級品を同日にこれら者の製造場から移出したこととなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造たばこ3級品を課されることがあります。これは、これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在するこれらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する	13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこ3級品を同日にこれら者の製造場から移出したこととなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造たばこ3級品を課されることがあります。これは、これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する	13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこ3級品を同日にこれら者の製造場から移出したこととなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造たばこ3級品を課されることがあります。これは、これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する

貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したるものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされた紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項 用する同条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
		略

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項 用する同条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
		略

(日野町税条例の一部改正)

第5条 日野町税条例等の一部を改正する条例(平成29年日野町条例第11号)の一部を次のように改正する。
附則第1条及び第2条を次のように改める。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) 略	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) 略

(3) 附則第5条の規定 令和元年10月1日 (市民税に関する経過措置)	(3) 附則第5条の規定 平成31年10月1日 (市民税に関する経過措置)
第2条 略 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の日野町税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税による。なお従前の例による。 3 略	第2条 略 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の日野町税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税による。

(自野町税条例の一部改正条例の一部改正)
第6条 日野町税条例等の一部を改正する条例(平成30年日野町条例第12号)の一部を次のように改正する。
附則第1条、第2条、第6条、第8条及び第10条を次のように改める。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略 (4) 第2条中日野町税条例第94条第3項の改正規定 令和元年10月1日 且 (5) 第1条中日野町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 令和2年4月1日 (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 令和2年10月1日 (7) 第1条中日野町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略 (4) 第2条中日野町税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日 且 (5) 第1条中日野町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日 (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日 (7) 第1条中日野町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規

定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日

(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 令和3年10月1日

(9) 第5条の規定 令和4年10月1日

(10) 略

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の日野町税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の日野町税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3～4 略

(手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間ににおける前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第8条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者又は小売販売業者等又は所得税法等改正法附則第51条第9項の規定において、これらの者が当該製造たばこを同日にこれらにより製造たばこの製造者として当該製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売

定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 略

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の日野町税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の日野町税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3～4 略

(手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間ににおける前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者又は小売販売業者等又は所得税法等改正法附則第51条第9項の規定において、これらの者が当該製造たばこを同日にこれらにより製造たばこの製造者として当該製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるることは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売

販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の日野町税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等は、施行規則第16条の2の6又は第16条の4の規定により、これららの規定に規定する申告書に添付すべき事項第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他の参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受け用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の6又は第16条の4の規定により、これららの規定に規定する申告書に添付すべき事項第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他の参考となるべき事項」欄に、当該町たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの品目ごとの本数を記載した上で

売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の日野町税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これららの規定に規定する申告書に添付すべき事項第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他の参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受け用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これららの規定に規定する申告書に添付すべき事項第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他の参考となるべき事項」欄に、当該町たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの品目ごとの本数を記載した上で

同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第10条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同一販売のため所持する御売販売業者等又は小売販売業者等改正法等改正税法等改正規則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同一者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これららの者が小売販売業者である営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の日野町税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理

同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同一販売のため所持する御売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所持する御売販売業者等改正法等改正税法等改正規則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同一の者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されたることは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これららの者が小売販売業者である営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の日野町税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理

由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき実施規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けられた、又は課されるべきであります旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの中告書に添付しなければならない。

理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき実施規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けられた、又は課されるべきであります旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの中告書に添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第1条中日野町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
(2) 第1条中日野町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
(3) 第2条中日野町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
(5) 第1条中日野町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の日野町税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に對応する延滞金について適用し、同日前の期間に對応する部分は、なお従前の例による。
(町民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税については、なお従前の例による。
令和元年度分までの個人の町民税については、第34条の2及び第36条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 3 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただしそ中「地震保険料控除額」どあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るもの）を除く。」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について適用する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の日野町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。
- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税については、令和2年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税について適用する。
- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。